

計画策定について

1. 計画策定スケジュール

月	男女平等推進会議ほか	事務局（市長室）	男女平等推進市民委員会
		5月 市民意識調査 6月 職員意識調査	令和4年5月～令和5年8月 ・第5次計画最終評価
8	男女平等推進会議（8/8） ・計画改定について  庁議（8/17） ・計画改定について	関係部局ヒアリング （答申提言について）	第13回（8/22） ・第5次計画最終評価答申 ・第6次計画策定諮問
9		計画素案作成	第14回（9/22） ・関係部局ヒアリング結果 ・計画素案検討
10	男女平等参画兼DV対策推進連絡会（中旬） ・計画素案検討、研修  幹事会（下旬） ・計画素案検討、研修	関係部局協議  計画素案作成	第15回（10/26） ・計画素案検討
11	男女平等推進会議（中旬） ・計画素案確定		第16回（11/17） ・計画案検討
12	総務文教委員会（12/12） ・計画素案報告	パブコメ（月内）	第17回（12/20） ・計画案検討
1		パブコメ結果公表 関係部局協議 計画案作成	第18回（1/15） ・パブコメ結果確認 ・計画案検討
2	男女平等推進会議（中旬） ・計画案確認	計画案修正 ↓ 庁内意見募集	第19回（2/13） ・計画案確認  答申（下旬）
3	男女平等推進会議（予備）  庁議（下旬） ・計画決定	計画作成	

※男女平等推進会議：部長級      幹事会：課長級      男女平等参画兼DV対策推進連絡会：係長級

2. 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法 配偶者暴力防止法 女性活躍推進法	} に基づき、	男女共同参画社会基本計画 配偶者暴力防止法に基づく基本方針 女性活躍推進法に基づく基本方針 東京都男女平等参画推進総合計画	} を勘案して策定
------------------------------------	---------	--	-----------

※国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づく推進計画として策定

※困難女性支援法に基づく計画は別途策定予定

3. 計画の期間

- ・ 東京都 男女平等参画推進総合計画：5年、性自認及び性的指向に関する基本計画：5年
- ・ 都内市区 4年：1市、5年：32市区、6年：3市区、8年：2市、9年：1区、10年：10市区

4. 計画策定に向けた主な観点

- ・ 計画全体の体系の見直し
- ・ 審議会における女性委員の数値目標
- ・ 若年層へのジェンダー教育（包括的性教育等）の推進
- ・ 施設利用（トイレや更衣室等）における性別の考え方
- ・ 職業生活における女性活躍の推進
- ・ 男女平等参画ステーションの取組促進
- ・ 男女平等参画兼 DV 対策推進員等の推進体制の整理
- ・ 市職員のジェンダーに関する意識向上及びチェック体制の整理
- ・ 職員意識調査における課題への対策（役職に占める女性の割合、休暇制度の名称等）

5. 審議会における女性委員の数値目標

(1) 現状の規定

- ・ 「委員の男女比については、・・・男性委員及び女性委員の割合がそれぞれ全委員の 3 割以上となるよう努めること」（国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱） ※行政委員会は対象外

(2) 計画策定に向けた観点

- ・ 目標数値
  - 東京都 40%（職指定委員等を除く）
  - 都内市区 30%：5市区、40%：28市区、50%：12市区、その他：4市区
- ・ 下限目標を男女両方にするか、女性のみにするか
  - 一部審議会は女性委員が 7 割超。男女とも 40%以上とすると選任調整が難しい。
- ・ 推進状況の見える化と進行管理による意識づけ
  - 例：要綱を「ジェンダーバランスに留意の上、特段の事由がある場合を除き、女性委員の割合を全委員の 4 割以上とすること」とし、委員選任決裁や推進状況調査報告書に、女性委員割合や特段の事由を明記する方法
- ・ 性別の考え方、目標設定の意義等に関する解説

## 6. 市施設のトイレ等のあり方

### (1) 他自治体の指針等

- ・東京都性自認及び性的指向に関する基本計画（令和5年度～）  
「トイレについては、車いす対応や乳幼児対応などの機能分散や、多様な利用者に配慮した設計とし、例えばLGBTQや異性介助を考慮した、性別を気にせずに使える男女共用トイレの整備を進めていきます。」
- ・渋谷区男女平等・多様性社会推進行動計画（令和4年度～）  
「庁内及び区内施設のトイレなどの設備や案内板等の新築・改修工事等の環境整備について、男女共用にできる場所があれば、渋谷区トイレ環境整備基本方針に沿って、表示を変更のうえ、共用で使用できるようにするなど、性的マイノリティに配慮した運用を検討する。」
- ・埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針(令和5年3月)  
既存のもの  
「可能な限り性別にかかわらず利用できるエリア（トイレ、更衣室など）を設け、その旨表示を行うものとする。」  
新設・改修の予定があるもの  
「性別に関わらず利用できるトイレや更衣室などの設置を検討するものとする。」

### (2) 市施設のトイレ整備状況

- ・矢川プラス：男女別トイレ、男女共用トイレ、車いす優先トイレ
- ・小中学校：体育館等にしょうがいしゃ用トイレあり
- ・保育園、中央児童館：男女別トイレのみ
- ・消防分団、一部公園：男女共用トイレのみ

※消防分団は男性のみで組織され、女性団員は別組織

### (3) 計画策定に向けた観点

- ・性別に関係なく利用できるトイレ等の整備（トランスジェンダー、異性介助等）
- ・性別に関係なく利用できるトイレ等の必要性や機能分散の考え方に関する解説
- ・男女別トイレ等がなくなるという誤解・懸念の払拭